ポケット六法 令和五年版
有効な改正前規定

「有効な改正前規定」について

ポケット六法は、基準日（令和四年八月一日）までに公布された法令による改正を織り込み刊行しています。しかし、その法令がすぐに施行されず、施行の日が六法の刊行日よりずっと先になることがあります。効力をもっているのは改正を織り込む前の条文ですが、ポケット六法に掲載しているのは改正を織り込んだ条文であるため、書籍の六法では、実際に効力をもっている条文を調べることができなくなってしまいます。

そこで、効力をもつ改正前の条文で、令和五年四月二日から令和六年三月三一日までに施行されるものを「有効な改正前規定」として公開します。なお、令和六年四月一日以降に施行されるものについては、ポケット六法本体に小さな文字で改正規定などを掲載しています。

本欄では、令和四年一一月一日現在での「有効な改正前規定」を掲載しています。施行の日が未確定なものは「令和五・四・二六までに施行」などと表記していますが、施行期日を定める法令により施行の日が確定し、改正法令が施行されると、ポケット六法に掲載している条文が効力をもつことになります。

令和四年一一月一日

有斐閣六法編集室

凡　例

〈内容現在〉 令和四年一一月一日

〈掲載内容〉 ポケット六法令和五年版の掲載法令中、施行期日の到来していない改正前の規定を掲載した。

〈施行期日の範囲〉 令和五年四月二日から令和六年三月三一日まで（令和六年四月一日以降のものはポケット六法に注記を加えて掲載した。）

〈掲載の原則〉 該当する条文を条ごとに掲載した。ただしポケット六法と同一の部分については（略）などと表記して、項及び号の範囲で省略している。

〈改正法一覧〉 各掲載法令の題名の次に、対象となる改正法令の法令名と公布日・施行期日を掲げた。なお、施行期日は別の法令により定められる場合がある。施行期日が「公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する」などと定められている場合には、具体的な日付に置き換えて表記した。

〈施行日決定一覧〉 ポケット六法基準日（令和四年八月一日）から同年一一月一日までに公布された施行期日を定める法令による施行期日を一覧で掲げた。

施行日決定一覧

法令名	施行期日	施行期日を定めた法令
道路交通法の一部を改正する法律（令和四法三三）附則第一条第二号	令和四・一〇・一	令和四・九・一四政三〇三

目次

公法

○道路交通法（昭和三五法一〇五）……三
○都市計画法（昭和四三法一〇〇）……五

民事法

○消費者契約法（平成一二法六一）……六
○特定商取引に関する法律（昭和五一法五七）……七
○会社法（平成一七法八六）……九
○民事訴訟法（平成八法一〇九）……一〇
○人事訴訟法（平成一五法一〇九）……一〇
○民事再生法（平成一一法一二五）……一〇
○会社更生法（平成一四法一五四）……一〇

刑事法

○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成一七法五〇）……一一
○更生保護法（平成一九法八八）……一一

産業法

○金融商品取引法（昭和二三法二五）……一三
○金融サービスの提供に関する法律（平成一二法一〇一）……一四
○著作権法（昭和四五法四八）……一四

○道路交通法

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧
・道路交通法の一部を改正する法律（令和四・四・二七法三二）本則二条（令和五・四・二六までに施行）

（定義）

第二条①（柱書略）

一～八（略）

九　自動車　原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、原動機付自転車、軽車両及び身体障害者用の車椅子並びに歩行補助車、小児用の車その他の小型の車で政令で定めるものを除くものをいう。

十　原動機付自転車　次に掲げる原動機を有する大きさ以下の総排気量又は定格出力を有する原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、軽車両、身体障害者用の車椅子及び歩行補助車等以外のものをいう。

イ　自転車　荷重その他人若しくは動物の力により、又は他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車（そり及び牛馬を含む。）

ロ（略）　ペダル又はハンドクランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車（レールにより運転する車を除く。）であつて、身体障害者用の車椅子及び歩行補助車等以外のもの（人の力を補うため原動機を用いるものであつて、内閣府令で定める基準に該当するものを含む。）をいう。

新十一の三（改正により追加）

十一の三　身体障害者用の車椅子　身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための車椅子（原動機を用いるものとしては、内閣府令で定める基準に該当するものに限る。）をいう。（改正後の十一の四）

十一の二　自転車　次に掲げるものをいう。

イ　自転車（荷重その他人若しくは動物の力により、又は他の車両に牽引されて、かつ、レールによらないで運転する車（そり及び牛馬を除く。）であつて、人の力により運転する二輪以上の車（レールにより運転する車を除く。）であつて、身体障害者用の車椅子及び歩行補助車等以外のものをいう。）

ロ　身体障害者用の車椅子又は歩行補助車等を通行させている者

二（略）

（公安委員会の交通規制）

第四条①　都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は道路交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、信号機又は道路標識等を設置し、及び管理して、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の道路における交通の規制をすることができる。この場合において、緊急を要するため道路標識等を設置するいとまがないとき、その他道路標識等による交通の規制をすることが困難であると認めるときは、公安委員会は、その管理に属する都道府県警察の警察官の現場における指示により、道路標識等の設置及び管理による交通の規制に相当する交通の規制をすることができる。

②～⑤（略）

（罰則　第一項後段については第百十九条第一項第一号、第百二十一条第一項第一号）

（警察署長への委任）

第五条①　公安委員会は、政令で定めるところにより、前条第一項に規定する歩行者又は車両等の通行の禁止その他の交通の規制のうち、適用期間の短いものを警察署長に行なわせることができる。

②（略）

（警察官等の交通規制）

第六条①～③（略）

④　警察官は、道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、当該道路につき、一時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。

⑤（略）

（罰則　第二項については第百二十条第一項第一号、第百二十一条第一項第一号については第百十九条第一項第一号、第百二十一条第一項第一号）

（信号機の信号等に従う義務）

第七条　道路を通行する歩行者又は車両等は、信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等（前条第一項後段の場合においては、当該手信号等）に従わなければならない。

（罰則　第百十九条第一項第二号、同条第三項、第百二十一条第一項第一号）

（通行の禁止等）

第八条①　歩行者又は車両等は、道路標識等によりその通行を禁止されている道路又はその部分を通行してはならない。

②～⑥（略）

（罰則　第一項については第百十九条第一項第二号、同条第三項、第百二十一条第一項第二号）

第二章　歩行者の通行方法

第一節

第一五条の三～第一五条の六（改正により追加）

第二章の二

（消防用車両の優先等）

第四一条の二①　交差点又はその付近において、消防用車両（消防用自動車以外の消防の用に供する車両で、消防用務のため、政令で定めるところにより、運転中のものをいう。以下この条において同じ。）が接近してきたときは、車両等（車両あつては、緊急自動車及び消防用車両を除く。）は、交差点を避けて一時停止しなければならない。

②～④（略）

（罰則　略）

（停車及び駐車を禁止する場所）

第四四条①～②（略）

（罰則　第一項については第百十九条第二項第一号、同条第三項、第百十九条第三項第一項第一号、同条第三項）

（駐車を禁止する場所）

第五五条①～③（略）

（罰則　第一項及び第三項については第百十九条第二項第一号、同条第三項、第百十九条第三項第一項第一号、同条第三項）

（高齢運転者等標章自動車の停車又は駐車の特例）

第五五条の二①～⑤（略）

（罰則　第四項については第百二十一条第一項第八号）

（違法駐車に対する措置）

第五一条①　車両が第四十四条第一項、第四十五条第一項若しくは第四十七条第二項若しくは第三項（第四十八条、第四十九条の二第二項若しくは第三項、第四十九条の四若しくは第四十九条の五後段の規定に違反して駐車していると認められるとき、又は第四十九条第一項のパーキング・チケット発給設備において当該車両に当該パーキング・チケット発給設備により発給を受けたパーキング・チケットが掲示されておらず、かつ、第四十九条の二第四項の規定に違反していると認められるとき（第五十一条の四第一項において「違法駐車と認められる場合」と総称する。）は、警察官等は、当該車両の管理について責任がある者（以下この条において「運転者等」という。）に対し、当該車両の駐車の方法を変更し、若しくは当該車両を当該駐車が禁止されている場所から移動し、若しくは当該車両を当該時間制限駐車区間の当該車両が駐車している場所から移動すべきことを命ずることができる。

②～㉒（略）

（罰則　略）

（停車又は駐車の方法の特例）

第四八条（略）

（罰則　第百十九条の二の二第一項第一号、同条第三項、第百十九条の二第一項第一号、同条第三項）

（放置違反金）

第五一条の四①～⑱（略）

（罰則　第一項については第百二十一条第一項第八号）

（放置車両確認機関）

第五一条の二①～⑧（略）

（罰則　第六項については第百十七条の四第一号）

（放置違反金関係事務の委託）

第五一条の一五①～⑤（略）

（罰則　第一項については第百十七条の四第一号）

（乗車又は積載の方法）

第五五条①～③（略）

（罰則　第一項及び第二項については第百二十条第二項第一号、第百二十三条　第三項については第百二十一条第一項第七号）

第四章　運転者及び使用者の義務

（運転者の遵守事項）

第七一条（柱書略）

有効な改正前規定（道路交通法）

一　（略）

二　身体障害者用の車椅子が通行しているとき、目が見えない者が第十四条第一項の規定に基づく政令で定めるつえを携え、若しくく同項の規定に基づく政令で定める導犬を連れて通行しているとき、耳が聞こえない者若しくは同条第二項の規定に基づく政令で定める程度の身体の障害のある者が同項の規定に基づく政令で定めるつえを携えて通行しているとき、又は監護者が付き添わない児童若しくくは幼児が歩行しているときは、一時停止し、又は徐行して、その通行又は歩行を妨げないようにすること。

二の二～六　（略）

（罰則　第一号、第四号から第五号まで、第五号の三、第五号の四及び第六号については第百二十条第一項第十号　第二号、第三号の二及び第三号については第百十九条第一項第十五号　第五号の五については第百十七条の四第二号、第百十八条第一項第二号）

（自動運行装置を備えている自動車の運転者の遵守事項等）

第七一条の四の二①　自動運行装置を備えている自動車の運転者は、当該自動運行装置に係る使用条件（道路運送車両法第四十一条第二項に規定する条件をいう。次項第二号において同じ）を満たさない場合においては、当該自動運行装置を使用して当該自動車を運転してはならない。

②　（略）

（罰則　（略））

第七一条の五①～④　（略）

（罰則　第一項から第三項までについては第百二十一条第一項第九号、同条第三項）

第七一条の六①～③　（略）

（罰則　第一項及び第二項については第百二十一条第一項第九号、同条第三項）

（交通事故の場合の措置）

第七一条の八①　交通事故があつたときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員（以下この節において「運転者等」という。）は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両等の運転者（運転者が死亡し、又は負傷したためやむを得ないときは、その他の乗務員。以下次項において同じ。）は、警察官が現場にいるときは当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署（派出所又は駐在所を含む。以下次項において同じ。）の警察官に当該交通事故があつたことを通知し、当該交通事故における死傷者の数及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及びその損壊の程度、当該交通事故に係る車両等の積載物並びに当

②　前項後段の規定により報告を受けたものの警察官は、負傷者を救護し、又は道路における危険を防止するため必要があると認めるときは、当該運転者に対し、警察官が現場に到着するまで現場を去つてはならない旨を命ずることができる。

③・④　（略）

（罰則　第一項前段については第百十七条第一項、同条第二項、第十七条の五第一号　第一項後段については第百十九条第一項第十七号　第二項については第百二十条第一項第十一号）

（自動車の使用者の義務等）

第七五条①～⑪　（略）

（罰則　第一項第一号については第百十七条の二の二第二項第一号、第百二十三条　第一項第二号及び第五号については第百十八条第二項第三号、第百二十三条　第一項第三号については第百十八条第二項第三号、第百十七条の二第二項第一号、第百二十三条　第一項第四号については第百十七条の二の二第二項第一号、第百二十三条　第一項第六号については第百十七条の二の二第二項第一号、第百二十三条　第一項第七号については第百十九条第二項第四号、第百二十三条　第一項第七号の二については第百十九条第二項第四号、第百二十三条　第一項第八号については第百十九条の二の二第二項第一号、第百二十三条　第一項第十号については第百十九条の二の二第二項第五号、第百二十三条　第一項第十一号については第百二十一条第一項第八号）

第七五条の二①～③　（略）

（罰則　第一項及び第二項については第百十九条第二項第五号、第百二十三条　第二項については第百二十一条第一項第八号）

第四章の三（第七五条の二～第七五条の二九（改正により追加）

（禁止行為）

第七六条①～④　（略）

（罰則　第一項及び第二項については第百十八条第二項第五号、第百二十三条　第三項については第百十九条第二項第六号、第百二十三条　第四項については第百二十条第一項第十号）

（道路の使用許可）

第七七条①～⑦　（略）

（罰則　第一項については第百十九条第二項第六号、第百二十三条　第三項及び第四項については第百十九条第二項第七号、第百二十三条　第七項については第百二十条第二項第四号、第百二十三条）

第七八条①～⑥　（略）

（罰則　第四項については第百二十一条第一項第八号）

（免許の申請等）

第八九条①～③　（略）

（罰則　第一項については第百十七条の四第三号）

（免許の拒否等）

第九〇条①　（略）

②　（柱書略）

一～三　（略）

四　自動車等の運転に関し第百十七条の違反行為をした者

五　（略）

③～⑭　（略）

（免許証の記載事項の変更届出等）

第九四条①～③　（略）

（罰則　第一項については第百二十一条第一項第八号）

（免許証の携帯及び提示義務）

第九五条①②　（略）

（罰則　第一項については第百二十一条第一項第十号、同条第三項　第二項については第百二十条第一項第十号）

（免許を受けた者に対する報告徴収）

第一〇一条の五　（略）

（罰則　第百十七条の四第三号）

（免許の取消し、停止等）

第一〇三条①　（略）

②　（柱書略）

一～三　（略）

四　自動車等の運転に関し第百十七条の違反行為をしたとき。

五　（略）

③～⑩　（略）

（免許の効力の仮停止）

第一〇三条の二①　（柱書略）

一　交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけた場合において、第百十七条の違反行為をしたとき。

二　第百十七条の二の二第一項第一号、第三号若しくは第四号、第百十七条の二の二第一項第一号、第三号若しくは第七号、第百十七条の四第二号又は第百十八条第一項第三号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。

三　（略）

②～⑦　（略）

（罰則　第三項については第百二十一条第一項第八号）

（免許証の返納等）

第一〇七条①～④　（略）

（罰則　第一項及び第三項については第百二十一条第一項第八号）

（行政手続法の適用除外）

第一一三条の二　第七十七条第四項の規定による条件の変更及び新たな条件の付加並びに同条第五項の規定による免許の取消し及び効力の停止、同条第六項の規定による免許の取消し並びに同条第九項又は第十項の規定による免許を受けることができない期間の指定、第九十七条の三第二項の規定による措置（同条第一運転免許試験を受けることができないものに限る。）、第百三条第一項又は第四項の決定を取消し（これに係るものに限る。）、第百三条第一項第五号の規定による免許の取消し及び効力の停止（同条第一項第五号に係るものに限る。）、同条第二項又は第四項までのいずれかに係る免許の取消し（同条第二項第一号から第四号までに限る。）並びに同条第七項又は第八項の規定による免許を受けることができない期間の指定、第百四条の二の二第二項若しくは第百四条の二の二第一項又は第百四条の二の二第一項、第百六条の二の二第一項若しくは第百四条の二の二第一項又は第百四条の二の二第一項の規定による仮免許の取消し並びに第百七条第五項の規定による自動車等の運転の禁止（第百七条の五第一項第二号に係るものに限る。）及び第百七条の五第三項又は同条第九項において準用する第百二条第四項の規定による免許の取消しに係るものに限る。）については、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

第一一七条①②　（略）

③（改正により追加）

第一一七条の二①　（略）

②　（柱書略）

一・二　（略）

三～六　（改正により追加）

（告知）

第一二六条①～③　（略）

④　第百十四条の四第一項に規定する交通巡視員は、第百十九条の二の二第一項若しくは第三項又は第百十九条の三第一項第一号から第四号までに若しくは第三項の罪に当たる行為をした反則者があると認めるときは、第一項の例により告知するものとし、当該告知をしたときは、前項の例により報告しなければな

有効な改正前規定（都市計画法）

○都市計画法

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四・五・二七法五五）附則九条（令和五・五・二六までに施行）

（開発許可の基準）

第三三条①（柱書略）

一―六（略）

七（柱書略）

宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第三条第一項の宅地造成工事規制区域	開発行為に関する工事	宅地造成等規制法第九条の規定に適合するものであること。
津波防災地域づくりに関する法律第七十二条第一項の津波災害特別警戒区域	津波防災地域づくりに関する法律第七十三条第一項に規定する特定開発行為（同条第四項各号に掲げる行為を除く。）に関する工事	津波防災地域づくりに関する法律第七十五条に規定する措置を同の国土交通省令で定める技術的基準に従い講じるものであること。

八―十一（略）

十二　主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為の中断により当該開発区域及びその周辺の地域に出水、崖崩れ、土砂の流出等による被害が生じるおそれがあることを考慮して政令で定める規模以上のものを除く。）以外の開発行為にあつては、申請者に当該開発行為を行うために必要な資力及び信用があること。

十三　主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為の中断により当該開発区域及びその周辺の地域に出水、崖崩れ、土砂の流出等による被害が生じるおそれがあることを考慮して政令で定める規模以上のものを除く。）以外の開発行為にあつては、工事施行者に当該開発行為に関する工事を完成するために必要な能力があること。

十四　（略）

②―⑧（略）

らない。

○消費者契約法

有効な改正前規定（消費者契約法）

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和四・六・一法五九）本則一条（令和五・六・一施行、令和五・一・一・三〇までに施行）

（事業者及び消費者の努力）

第三条①（柱書略）

一　（略）

二　消費者契約の締結について勧誘をするに際しては、消費者の理解を深めるために、物品、権利、役務その他の消費者契約の目的となるものの性質に応じ、個々の消費者の知識及び経験を考慮した上で、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容について必要な情報を提供すること。

三・四　（改正により追加）

②　（略）

（消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し）

第四条①②（柱書略）

一・二（柱書略）

新三・四（略）（改正により追加）

三―六（略）（改正後の五―八）

七　当該消費者が当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をする前に、当該消費者契約を締結したならば負うこととなる義務の内容の全部又は一部を実施し、その実施前の原状の回復を著しく困難にすること。（改正後の九）

八（略）（改正後の十）

③―⑥　（略）

（解釈規定）

第六条　第四条第一項から第四項までの規定は、これらの項に規定する消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示に対する民法（明治二十九年法律第八十九号）第九十六条の規定の適用を妨げるものと解してはならない。

（事業者の損害賠償の責任を免除する条項等の無効）

第八条①（略）

②　前項第一号又は第二号に掲げる条項のうち、消費者契約が有償契約である場合において、引き渡された目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないとき（当該消費者契約が請負契約である場合には、請負人が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない仕事の目的物を注文者に引き渡したとき（その引渡しを要しない場合には、仕事が終了した時に仕事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないとき）。以下この項において同じ。）に、これにより消費者に生じた損害を賠償する事業者の責任を免除し、又は当該事業者にその責任の有無若しくは限度を決定する権限を付与するものについては、次に掲げる場合に該当するときは、同項の規定は、適用しない。

一・二（略）

③（改正により追加）

（消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等の無効）

第九条（略）（改正後の①）

②（改正により追加）

第三章　第一節　差止請求権

（差止請求権）

第一二条①　適格消費者団体は、事業者、受託者等又は事業者の代理人若しくは受託者等の代理人（以下「事業者等」と総称する。）が、消費者契約の締結について勧誘をするに際し、不特定かつ多数の消費者に対して第四条第一項から第四項までに規定する行為（同条第二項に規定する行為にあつては、同項ただし書の場合に該当するものを除く。次項において同じ。）を現に行い又は行うおそれがあるときは、その事業者等に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。ただし、民法及び商法以外の他の法律の規定によれば当該行為を理由として当該消費者契約を取り消すことができないときは、この限りでない。

②（略）

③　適格消費者団体は、事業者又はその代理人が、消費者契約を締結するに際し、不特定かつ多数の消費者との間で第八条から第十条までに規定する消費者契約の条項（第八条第一項第一号又は第二号に掲げる消費者契約の条項にあつては、同条第三項の場合に該当するものを除く。次項において同じ。）を含む消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、その事業者又はその代理人に対し、当該行為の停止若しくは当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。ただし、民法及び商法以外の他の法律の規定によれば当該行為を理由として当該消費者契約を取り消すことができないときは、この限りでない。

④（略）

第一二条の二①（柱書略）

二　他の適格消費者団体を当事者とする差止請求に係る訴訟等（訴訟並びに和解の申立てに係る手続、調停及び仲裁をいう。以下同じ。）に、既に確定判決等（確定判決及びこれと同一の効力を有するものをいい、次のイからハまでに掲げるものを除く。以下同じ。）が存する場合において、請求の内容及び相手方が、同一である場合。ただし、当該他の適格消費者団体について、当該確定判決等に係る訴訟等の手続に関し、次条第一項の認定が第三十四条第一項第四号に掲げる事由により取り消され、又は同条第三項の規定により同号に掲げる事由があつた旨の認定がされたときは、この限りでない。

イ　（略）

ロ　適格消費者団体が第三十四条第一項各号若しくは消費者裁判手続特例法第八十六条第二項各号に掲げる事由により第一項の認定を取り消され、又は第三十四条第三項の規定により同条第一項第四号に掲げる事由があつた旨の認定がされた場合において、その取消し又は認定の日前六月以内に当該適格消費者団体の役員であつた者でその取消し又は認定の日から三年を経過しないもの

ハ　（略）

この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（次号及び第六号ハにおいて「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配する法人

四・五　（略）

六　役員のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ　（略）

ロ　適格消費者団体が第三十四条第一項各号若しくは消費者裁判手続特例法第八十六条第二項各号に掲げる事由により第一項の認定を取り消され、又は第三十四条第三項の規定により同条第一項第四号に掲げる事由があつた旨の認定がされた場合において、その取消し又は認定の日前六月以内に当該適格消費者団体の役員であつた者でその取消し又は認定の日から三年を経過しないもの

ハ　（略）

（差止請求の制限）

第一二条の二①（柱書略）

二　他の適格消費者団体を当事者とする差止請求に係る訴訟等（訴訟並びに和解の申立てに係る手続、調停及び仲裁をいう。以下同じ。）に、既に確定判決等（確定判決及びこれと同一の効力を有するものをいい、次のイからハまでに掲げるものを除く。以下同じ。）が存する場合において、請求の内容及び相手方が、同一である場合。ただし、当該他の適格消費者団体について、当該確定判決等に係る訴訟等の手続に関し、次条第一項の認定が第三十四条第一項第四号に掲げる事由により取り消され、又は同条第三項の規定により同号に掲げる事由があつた旨の認定がされたときは、この限りでない。

②　（略）

第一二条の三―第一二条の五（改正により追加）

（適格消費者団体の認定）

第一三条①　差止請求関係業務（不特定かつ多数の消費者の利益のために差止請求権を行使する業務並びに当該業務の遂行に必要な消費者の被害に関する情報の収集並びに消費者の被害の防止及び救済に資する差止請求権の行使の結果に関する情報の提供に係る業務をいう。以下同じ。）をおこなおうとする者は、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

②　（略）

③　内閣総理大臣は、前項の申請をした者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときに限り、第一項の認定をすることができる。

一―七　（略）

④　（略）

⑤　次のいずれかに該当する者は、第一項の認定を受けることができない。

一　この法律、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号。以下「消費者裁判手続特例法」という）その他消費者の利益の擁護に関する法律で政令で定めるものの若しくはこれらの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない法人

二　第三十四条第一項各号若しくは消費者裁判手続特例法第八十六条第二項各号に掲げる事由により第一項の認定を取り消され、又は第三十四条第三項の規定により同条第一項第四号に掲げる事由があつた旨の認定がされ、その取消し又は認定の日から三年を経過しない法人

三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下

○特定商取引に関する法律

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（令和三・六・一六法七二）本則一条（令和五・六・一五までに施行）

（訪問販売における書面の交付）

第四条（略、改正後の①）

②③（改正により追加）

第五条① 販売業者又は役務提供事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、（前条ただし書に規定する場合に該当するときは、直ちに、主務省令で定めるところにより、同条第五号の事項（同条第五号の事項については、売買契約又は役務提供契約の解除に関する事項に限る）についてその売買契約又は役務提供契約の内容を明らかにする書面を購入者又は役務の提供を受ける者に交付しなければならない。

一～三（略）

② 販売業者又は役務提供事業者は、前項各号のいずれかに該当する場合において、その売買契約又は役務提供契約を締結した際に、商品を引き渡し、若しくは特定権利を移転し、又は役務を提供し、かつ、商品若しくは特定権利を移転し、又は役務の全部を受領したときは、直ちに、主務省令で定めるところにより、前条第一号及び第二号の事項並びに同条第五号の事項のうち売買契約又は役務提供契約の解除に関する事項その他主務省令で定める事項を記載した書面を購入者又は役務の提供を受ける者に交付しなければならない。

③（改正により追加）

（訪問販売における契約の申込みの撤回等）

第九条① 販売業者若しくは役務提供事業者が営業所等以外の所において、商品若しくは特定権利若しくは役務につき売買契約若しくは役務提供契約の申込みを受けた場合若しくは販売業者若しくは役務提供事業者が営業所等において特定顧客から商品若しくは特定権利若しくは役務につき売買契約若しくは役務提供契約の申込みを受けた場合におけるその申込みを撤回等（以下この条において「申込みの撤回等」という。）を行うことができる旨を当該売買契約若しくは役務提供契約の申込みを受けた場合における販売業者若しくは役務提供事業者の営業所等以外の場所において商品若しくは特定権利若しくは役務について売買契約若しくは役務提供契約を締結した場合（営業所等において申込みを受け、営業所等以外の場所において売買契約又は役務提供契約を締結した場合を除く。）若しくは販売業者若しくは役務提供事業者が営業所等において特定顧客と商品若しくは特定権利若しくは役務について売買契約若しくは役務提供契約を締結した場合における購入者若しくは役務の提供を受ける者（以下この条において「購入者等」という。）は、書面又は磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）による売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又はその売買契約若しくは役務提供契約の解除（以下この条において「申込みの撤回等」という。）を行うことができる。ただし、申込者等が第五条の書面を受領した日（その日前に第四条から第七条の三までにおいて「申込者等」という。）は、書面又は磁気的方式による知覚（電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により当該売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回等（以下この条において「申込みの撤回等」という。）を行うことができる。ただし、申込者等が第五条の書面を受領した日（その日前に第四条の書面を受領した日（その日前に第四条から起算して八日を経過した場合（申込者等が、販売業者若しくは役務提供事業者が第六条第一項の規定に違反して申込みの撤回等に関する事項について不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は販売業者若しくは役務提供事業者が同条第二項の規定に違反して威迫したことによって困惑し、これらによって当該期間を経過するまでに申込みの撤回等を行わなかった場合には、当該申込者等が、当該販売業者は当該役務提供事業者が主務省令で定めるところにより当該売買契約又は当該役務提供契約の申込みの撤回等を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して八日を経過した場合）においては、この限りでない。

②⑧（略）

（承諾をしていない者に対する電子メール広告の提供の禁止等）

第一二条の三① 販売業者又は役務提供事業者は、次に掲げる場合を除き、通信販売する場合の商品若しくは特定権利の販売条件又は役務の提供条件について、その相手方となる者の承諾を得ないで電子メール広告（当該広告に係る通信文その他の情報を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）により送信し、又は当該広告の相手方の使用に係る電子計算機（映像面に表示されるようにする方法により行う広告をいう。以下同じ。）をしてはならない。

一～三（略）

②～⑤（略）

（電話勧誘販売における書面の交付）

第一八条（略、改正後の①）

②③（改正により追加）

第一九条① 販売業者又は役務提供事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、（前条ただし書に規定する場合を除き、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、前各号の事項（同条第五号の事項については、売買契約又は役務提供契約の解除に関する事項に限る）についてその売買契約又は役務提供契約の内容を明らかにする書面をその売買契約又は役務提供契約の相手方（以下この条において「購入者等」という。）に交付しなければならない。

一・二（略）

② 販売業者又は役務提供事業者は、前項第二号に該当する場合において、その売買契約又は役務提供契約を締結した際に、商品を引き渡し、若しくは特定権利を移転し、又は役務を提供し、かつ、商品若しくは特定権利を移転し、又は役務の全部を受領したときは、直ちに、主務省令で定めるところにより、前条第一号及び第二号の事項並びに同条第五号の事項のうち売買契約又は役務提供契約の解除に関する事項その他主務省令で定める事項を記載した書面を購入者又は役務の提供を受ける者に交付しなければならない。

③（改正により追加）

（電話勧誘販売における承諾等の通知）

第二〇条（略、改正後の①）

②（改正により追加）

（指示等）

第二一条① 主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者が第十六条から第二十一条までの規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、電話勧誘販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、当該違反又は当該行為の是正のための措置、購入者又は役務の提供を受ける者の利益の保護を図るための措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。

一～五（略）

②（略）

（販売業者等に対する業務の停止等）

第二三条① 主務大臣は、販売業者若しくは役務提供事業者が第十六条から第二十一条までの規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、電話勧誘販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その販売業者若しくは役務提供事業者に対し、一年以内の期間を限り、訪問販売若しくは電話勧誘販売に係る取引の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。この場合において、主務大臣は、その販売業者又は役務提供事業者が個人である場合にあっては、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務を営む法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。）の当該業務を担当する役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）となることの禁止を併せて命ずることができる。

③（略）

（販売業者等に対する業務の停止等）

第二四条① 販売業者若しくは役務提供事業者が第三条、第四条、第六条から第八条までの規定に違反し、又は次に掲げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は販売業者若しくは役務提供事業者が同条第二項の規定に違反して威迫したことによって困惑し、これらによって当該期間を経過するまでに申込みの撤回等を行わなかった場合には、当該申込者等が、当該販売業者は当該役務提供事業者が主務省令で定めるところにより当該売買契約又は当該役務提供契約の申込みの撤回等を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して八日を経過した場合（申込者等が、販売業者若しくは役務提供事業者が第六条第一項の規定に違反して申込みの撤回等に関する事項について不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は販売業者若しくは役務提供事業者が同条第二項の規定に違反して威迫したことによって困惑し、これらによって当該期間を経過するまでに申込みの撤回等を行わなかった場合には、当該申込者等が、当該販売業者は当該役務提供事業者が主務省令で定めるところにより当該売買契約又は当該役務提供契約の申込みの撤回等を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して八日を経過した場合）においては、この限りでない。

②⑧（略）

（承諾をしていない者に対する電子メール広告の提供の禁止等）

第一二条の三① 販売業者又は役務提供事業者は、次に掲げる場合を除き、通信販売する場合の商品若しくは特定権利の販売条件又は役務の提供条件について、その相手方となる者の承諾を得ないで電子メール広告（当該広告に係る通信文その他の情報を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）により送信し、又は当該広告の相手方の使用に係る電子計算機（映像面に表示されるようにする方法により行う広告をいう。以下同じ。）をしてはならない。

一～三（略）

②～⑤（略）

（電話勧誘販売における承諾等の通知）

第二〇条（略、改正後の①）

②（改正により追加）

（指示等）

第二一条① 主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者が第十六条から第二十一条までの規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、電話勧誘販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、当該違反又は当該行為の是正のための措置、購入者又は役務の提供を受ける者の利益の保護を図るための措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。

一～五（略）

②（略）

（販売業者等に対する業務の停止等）

第二三条① 主務大臣は、販売業者若しくは役務提供事業者が第十六条から第二十一条までの規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、電話勧誘販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その販売業者若しくは役務提供事業者に対し、当該違反又は当該行為の是正のための措置、購入者又は役務の提供を受ける者の利益の保護を図るための措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。

③（改正により追加）

（販売業者等に対する業務の停止等）

第二四条（略、改正後の①）

②（改正により追加）

（指示等）

第二五条① 主務大臣は、

八条の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過した場合（申込者等が、販売業者若しくは役務提供事業者が第三十一条第一項の規定に違反して申込みの撤回等に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は販売業者若しくは役務提供事業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらにつつて当該期間を経過するまでに申込みの撤回等を行わなかつた場合には、当該販売業者又は当該役務提供事業者が主務省令で定めるところにより当該売買契約又は当該役務提供契約の申込みの撤回等を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して八日を経過した場合）においては、この限りでない。

②—⑧（略）

⑨（適用除外）

第二六条①—④（略）

⑤第九条及び第十四条の規定は、訪問販売又は電話勧誘販売に該当する販売又は役務の提供については、適用しない。

一　第九条第一項に規定する申込者等又は第二十四条第一項に規定する申込者等が同条若しくは第五条又は第十八条若しくは第十九条の書面を受領しない場合において、その使用若しくは一部の消費により価額が著しく減少するおそれがある商品として政令で定めるものを使用し、又はその全部若しくは一部を消費させた場合を除く。）

二　第九条第一項に規定する申込者等又は第二十四条第一項に規定する申込者等が第四条若しくは第五条又は第十八条若しくは第十九条の書面を受領しない場合において、その使用若しくは一部の消費により価額が著しく減少するおそれがある商品として政令で定めるものを使用し、又はその全部若しくは一部を消費させた場合を除く。）

三　第九条第一項に規定する申込者等又は第二十四条第一項に規定する申込者等が第四条若しくは第五条又は第十八条若しくは第十九条の書面を受領しない場合において、その使用若しくは一部の消費により価額が著しく減少するおそれがある商品として政令で定めるものを引き渡されたとき。

⑥—⑩（略）

第三七条①（連鎖販売取引における書面の交付）連鎖販売業を行う者（連鎖販売業を行う者以外の者がその連鎖販売業に係る連鎖販売取引について当該連鎖販売業に係る連鎖販売取引の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずることができる。この場合において、主務大臣は、その連鎖販売業に係る商品の販売若しくはそのあつせん又は役務の提供若しくはそのあつせんについての契約の締結又はこれらの特定負担に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は販売業者若しくは役務提供事業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらにつつて当該期間を経過するまでに申込みの撤回等を行わなかつた場合には、当該販売業者又は当該役務提供事業者が主務省令で定めるところにより当該売買契約又は当該役務提供契約の申込みの撤回等を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して八日を経過した場合）においては、この限りでない。

②—⑧（略）

⑨（適用除外）

第二六条①—④（略）

⑤第九条及び第十四条の規定は、訪問販売又は電話勧誘販売に該当する販売又は役務の提供については、適用しない。

一　第九条第一項に規定する申込者等又は第二十四条第一項に規定する申込者等が同条若しくは第五条又は第十八条若しくは第十九条の書面を受領しない場合において、その使用若しくは一部の消費により価額が著しく減少するおそれがある商品として政令で定めるものを使用し、又はその全部若しくは一部を消費させた場合を除く。）

二　第九条第一項に規定する申込者等又は第二十四条第一項に規定する申込者等が第四条若しくは第五条又は第十八条若しくは第十九条の書面を受領しない場合において、その使用若しくは一部の消費により価額が著しく減少するおそれがある商品として政令で定めるものを使用し、又はその全部若しくは一部を消費させた場合を除く。）

三　第九条第一項に規定する申込者等又は第二十四条第一項に規定する申込者等が第四条若しくは第五条又は第十八条若しくは第十九条の書面を受領しない場合において、その使用若しくは一部の消費により価額が著しく減少するおそれがある商品として政令で定めるものを引き渡されたとき。

⑥—⑩（略）

第三七条①（連鎖販売取引における書面の交付）連鎖販売業を行う者（連鎖販売業を行う者以外の者がその連鎖販売業に係る連鎖販売取引について当該連鎖販売業に係る連鎖販売取引の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずることができる。この場合において、主務大臣は、その連鎖販売業に係る商品の販売若しくはそのあつせん又は役務の提供若しくはそのあつせんについての契約の締結又はこれらの特定負担に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は販売業者若しくは役務提供事業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらにつつて当該期間を経過するまでに申込みの撤回等を行わなかつた場合には、当該販売業者又は当該役務提供事業者が主務省令で定めるところにより当該売買契約又は当該役務提供契約の申込みの撤回等を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して八日を経過した場合）においては、この限りでない。

②—⑧（略）

⑨（適用除外）

第二六条①—④（略）

⑤第九条及び第十四条の規定は、訪問販売又は電話勧誘販売に該当する販売又は役務の提供については、適用しない。

一　第九条第一項に規定する申込者等又は第二十四条第一項に規定する申込者等が同条若しくは第五条又は第十八条若しくは第十九条の書面を受領しない場合において、その使用若しくは一部の消費により価額が著しく減少するおそれがある商品として政令で定めるものを使用し、又はその全部若しくは一部を消費させた場合を除く。）

二　第九条第一項に規定する申込者等又は第二十四条第一項に規定する申込者等が第四条若しくは第五条又は第十八条若しくは第十九条の書面を受領しない場合において、その使用若しくは一部の消費により価額が著しく減少するおそれがある商品として政令で定めるものを使用し、又はその全部若しくは一部を消費させた場合を除く。）

三　第九条第一項に規定する申込者等又は第二十四条第一項に規定する申込者等が第四条若しくは第五条又は第十八条若しくは第十九条の書面を受領しない場合において、その使用若しくは一部の消費により価額が著しく減少するおそれがある商品として政令で定めるものを引き渡されたとき。

⑥—⑩（略）

第三七条①（連鎖販売取引における書面の交付）連鎖販売業を行う者（連鎖販売業を行う者以外の者がその連鎖販売業に係る連鎖販売取引について当該連鎖販売業に係る連鎖販売取引の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずることができる。この場合において、主務大臣は、その連鎖販売業に係る商品の販売若しくはそのあつせん又は役務の提供若しくはそのあつせんについての契約の締結又はこれらの特定負担に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は販売業者若しくは役務提供事業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらにつつて当該期間を経過するまでに申込みの撤回等を行わなかつた場合には、当該販売業者又は当該役務提供事業者が主務省令で定めるところにより当該売買契約又は当該役務提供契約の申込みの撤回等を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して八日を経過した場合）においては、この限りでない。

②—⑧（略）

⑨（適用除外）

第二六条①—④（略）

⑤第九条及び第十四条の規定は、訪問販売又は電話勧誘販売に該当する販売又は役務の提供については、適用しない。

一　第九条第一項に規定する申込者等又は第二十四条第一項に規定する申込者等が同条若しくは第五条又は第十八条若しくは第十九条の書面を受領しない場合において、その使用若しくは一部の消費により価額が著しく減少するおそれがある商品として政令で定めるものを使用し、又はその全部若しくは一部を消費させた場合を除く。）

二　第九条第一項に規定する申込者等又は第二十四条第一項に規定する申込者等が第四条若しくは第五条又は第十八条若しくは第十九条の書面を受領しない場合において、その使用若しくは一部の消費により価額が著しく減少するおそれがある商品として政令で定めるものを使用し、又はその全部若しくは一部を消費させた場合を除く。）

三　第九条第一項に規定する申込者等又は第二十四条第一項に規定する申込者等が第四条若しくは第五条又は第十八条若しくは第十九条の書面を受領しない場合において、その使用若しくは一部の消費により価額が著しく減少するおそれがある商品として政令で定めるものを引き渡されたとき。

⑥—⑩（略）

③④（改正により追加）

第三八条①（指示等）主務大臣は、統括者が第三十三条の二、第三十四条第一項、第三十五条（第三項を除く。）若しくは前条第一項の規定に違反し若しくは次に掲げる行為をした場合又は勧誘者が第三十三条の二、第三十四条第一項、第三十五条（第五項を除く。）若しくは第三十六条の三（第五項を除く。）若しくは前条第一項の規定に違反し若しくは第二号から第四号までに掲げる行為をした場合において、連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認めるときは、その統括者に対し、当該違反又は当該行為の是正のための措置、連鎖販売取引の相手方の利益の保護を図るための措置その他の必要な措置をとることができる。

一—四（略）

②　主務大臣は、勧誘者が第三十三条の二、第三十四条第一項、第三十五条（第五項を除く。）若しくは前条第一項の規定に違反し、又は前項各号に掲げる行為をした場合において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その勧誘者に対し、当該違反又は当該行為の是正のための措置、連鎖販売取引の相手方の利益の保護を図るための措置その他の必要な措置をとることができる。

③　主務大臣は、一般連鎖販売業者が第三十三条の二、第三十四条第一項から第四項まで、第三十五条、第三十六条、第三十六条の三（第五項を除く。）若しくは前条第一項の規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認めるときは、当該違反又は当該行為の是正のための措置、連鎖販売取引の相手方の利益の保護を図るための措置その他の必要な措置をとることができる。

一　第三十五条第一項（第五項を除く。）若しくは第三十六条第一項（第三項を除く。）若しくは前条第一項の規定に違反し若しくは第二号から第四号までに掲げる行為をした場合において、連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は勧誘者が同条第一項の規定による指示に従わないときは、その勧誘者に対し、二年以内の期間を限り、当該連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行うことを停止し、又はその行う連鎖販売取引の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずることができる。この場合において、主務大臣は、その勧誘者が個人である場合にあつては、その者に対して、当該停止を命ずる期間内と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲内の連鎖販売取引に係る業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることの禁止を併せて命ずることができる。

二　第三十五条第一項（第五項を除く。）若しくは前条第一項の規定に違反し若しくは第三号から第四号までに掲げる行為をした場合において、連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は連鎖販売業者が同条第一項の規定による指示に従わないときは、その一般連鎖販売業者に対し、二年以内の期間を限り、当該連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行うことを停止し、又はその行う連鎖販売取引の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずることができる。この場合において、主務大臣は、その一般連鎖販売業者が個人である場合にあつては、その者に対して、当該停止を命ずる期間内と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲内の連鎖販売取引に係る業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることの禁止を併せて命ずることができる。

④—⑦（略）

⑧（業務提供誘引販売取引における書面の交付）

第五六条①（指示等）主務大臣は、業務提供誘引販売業を行う者が第五十一条の二、第五十二条、第五十三条、第五十四条の三（第五項を除く。）若しくは前条第一項の規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、業務提供誘引販売取引の公正及び業務提供誘引販売取引の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その業務提供誘引販売業者に対し、当該違反又は当該行為の是正のための措置、業務提供誘引販売取引の相手方の利益の保護を図るための措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。

②—④（略）

⑤（特定継続的役務提供における書面の交付）

第四六条①—③（略）

④⑤（改正により追加）

第四六条①（指示等）主務大臣は、役務提供事業者又は販売業者が第四十二条、第四十三条、第四十四条若しくは前条の規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、特定継続的役務提供の公正及び特定継続的役務提供契約の締結若しくは特定継続的役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認めるときは、その役務提供事業者又は販売業者に対し、当該違反又は当該行為の是正のための措置、特定継続的役務提供契約の締結若しくは特定継続的役務の提供を受ける者等に対する利益の保護を図るための措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。

②—④（略）

⑤（特定継続的役務提供における書面の交付）

第四六条①—③（略）

④⑤（改正により追加）

第四六条①（指示等）主務大臣は、役務提供事業者又は販売業者が第四十二条、第四十三条、第四十四条若しくは前条の規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、特定継続的役務提供の公正及び特定継続的役務提供契約の締結若しくは特定継続的役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認めるときは、その役務提供事業者又は販売業者に対し、当該違反又は当該行為の是正のための措置、特定継続的役務提供契約の締結若しくは特定継続的役務の提供を受ける者等に対する利益の保護を図るための措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。

②—④（略）

⑤（業務提供誘引販売取引における書面の交付）

第五六条①（指示等）主務大臣は、業務提供誘引販売業を行う者が第五十一条の二、第五十二条、第五十三条、第五十四条の三（第五項を除く。）若しくは前条第一項の規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、業務提供誘引販売取引の公正及び業務提供誘引販売取引の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その業務提供誘引販売業者に対し、当該違反又は当該行為の是正のための措置、業務提供誘引販売取引の相手方の利益の保護を図るための措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。

②—④（略）

（業務提供誘引販売業を行う者に対する業務提供誘引販売取引の停止等）

第五七条① 主務大臣は、業務提供誘引販売業を行う者が第五十一条の二、第五十二条、第五十三条、第五十四条、第五十四条の三（第五項を除く。）若しくは第五十五条の規定に違反し若しくは前条第一項各号に掲げる行為をした場合において業務提供誘引販売取引の公正及び業務提供誘引販売取引の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は業務提供誘引販売業を行う者が同項の規定による指示に従わないときは、その業務提供誘引販売業を行う者に対し、二年以内の期間を限り、当該業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。この場合において、主務大臣は、その業務提供誘引販売業を行う者が個人である場合があっては、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務提供誘引販売取引に係る業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることの禁止を併せて命ずることができる。

②―⑤ （略）

（訪問購入における書面の交付）

第五八条の七 （略、改正後の①）

②③ （改正により追加）

第五八条の八① 購入業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、次項に規定する場合を除き、遅滞なく（前条ただし書に規定する場合に該当するときは、直ちに）、主務省令で定めるところにより、同各号の事項（同条第五号の事項については、売買契約の解除に関する事項に限る。）についてその売買契約の内容を明らかにする書面をその売買契約の相手方に交付しなければならない。

一・二 （略）

② 購入業者は、前項各号のいずれかに該当する場合において、その売買契約を締結した際に、代金を支払い、かつ、物品の引渡しを受けたときは、直ちに、主務省令で定めるところにより、前条第一号及び第二号の事項並びに同条第五号の事項のうち売買契約の解除に関する事項を定める事項を記載した書面をその売買契約の相手方に交付しなければならない。

③ （改正により追加）

（指示等）

第五八条の一二① 主務大臣は、購入業者が第五十八条の五から前条までの規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、訪問購入に係る取引の公正及び売買契約の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その購入業者に対し、当該違反又は当該行為の是正のための措置、売買契約の相手方の利益の保護を図るための措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。

② （略）

一―四 （略）

有効な改正前規定（会社法）

第八条の一三① 主務大臣は、購入業者が第五十八条の五から第五十八条の十一の二までの規定に違反し若しくは前条第一項各号に掲げる行為をした場合において訪問購入に係る取引の公正及び売買契約の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は購入業者が同項の規定による指示に従わないときは、その購入業者に対し、二年以内の期間を限り、訪問購入に関する業務の全部又は一部を停止することを命ずることができる。この場合において、主務大臣は、その購入業者が個人である場合があっては、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることの禁止を併せて命ずることができる。

②③ （略）

（訪問購入における契約の申込みの撤回等）

第八条の四① 購入業者が営業所等以外の場所において物品につき売買契約の申込みを受けた場合におけるその申込みをした者又は購入業者が営業所等以外の場所において物品につき売買契約を締結した場合（営業所等において申込みを受け、営業所等以外の場所において売買契約を締結した場合を除く。）におけるその売買契約の相手方（以下この条及び次条において「申込者等」という。）は、書面により電磁的記録によりその売買契約の申込者等（以下この条において「申込みの撤回等」という。）を行うことができる。ただし、申込者等が第五十八条の八の書面を受領した日（その日前に第五十八条の七の書面を受領した場合があっては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過した場合、申込者等が、購入業者が第五十八条の十第一項の規定に違反して申込みの撤回等に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は購入業者が同条第二項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって当該期間を経過するまでに申込みの撤回等を行わなかった場合には、当該経過後、当該購入業者が主務省令で定めるところにより当該売買契約の申込みの撤回等を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して八日を経過した場合（　においては、この限りでない。

②―⑥ （略）

○会社法

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和四・六・一〇法六一）附則二四条（令和五・六・九までに施行）

第九四三条（欠格事由）（柱書略）

一 この節の規定若しくは農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十七条の四第五項、金融商品取引法第五十三条第三十四条の二十第六項及び第三十四条の六第六項、公認会計士法第三十四条の二十第六項及び第三十四条の六第六項、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第二十六条第六項、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第百二十六条の四第五項、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百九十一号）第三十三条第七項（輸出水産業の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百五十四号）第二十条並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和二十二年法律第百八十五号）第五条の二十第三項及び第四十七条第二項において準用する場合を含む。）、弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十条の二十八第六項（同法第四十三条第三項並びに弁護士による法律事務の取扱い等関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第六十七条第三項、第六十七条の二第八項、船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第百七十七号）第五十五条の二第三項、司法書士法（昭和二十五年法律第二百十七号）第四十五条の二第六項、土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第四十条の二第六項、商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第十一条第九項、行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十一条の二十の二第六項、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二十五条第二項（同法第五十九条において準用する場合を含む。）及び第百八十六条の二第四項、税理士法第四十八条の九の二第六項（同法第四十九条の十二第三項において準用する場合を含む。）、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十七条の四第四項、輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）第四十五条第六項（同法第十九条の六において準用する場合を含む。）第五十五条第六項、中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第五十五条第六項、労働金庫法（昭和二十八年法律第百九十六号）第十一条の四第四項、技術研究組合法（昭和三十六年法律第八十一号）第十六条第八項、農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第四十八条の三第五項（同法第四十八条の九第五項において準用する場合を含む。）、社会福祉医療機構法（昭和四十三年法律第七百三十二号）第二十五条の二第六項、森林組合法（昭和五十三年法律第三十八号）第二十三条の二第六項、銀行法第十七条の二第二項、保険業法（平成七年法律第百五号）第六十七条の二第二項、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第百九十四条第四項、弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第五十三条の二第六項、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十五号）第四項、信託業法第五十七条第六項、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成二十年法律第百三十三号）、資金決済法（同第百十一条第七項及び第六十三条の二十第七項並びに労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号）第二十九条第六項（同法第百十一条第二項において準用する場合を含む。）以下この節において「電子公告関係規定」と総称する。）において準用する第九百五十五条第一項の規定又はこの節の規定に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二・三 （略）

○民事訴訟法

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四・五・二五法四八）本則三条（令和五・五・二四までに施行）

（和解の試み）

第八九条　（略）改正後の①②③（改正により追加）

（弁論準備手続における訴訟行為等）

第一七〇条①②（略）

③ 裁判所は、当事者が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、弁論準備手続の期日における手続を行うことができる。ただし、当事者の一方がその期日に出頭した場合に限る。

④⑤（略）

○人事訴訟法

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四・五・二五法四八）本則五条（令和五・五・二四までに施行）

第三七条①②（略）

③ 離婚の訴えに係る訴訟における民事訴訟法第百七十条第三項の期日においては、同条第四項の当事者は、和解及び請求の認諾をすることができない。

○民事再生法

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三一・三・二九法三）附則二六条（令和六・一・一施行）

（再生計画の認可又は不認可の決定等）

第一四一条①（略）

②（柱書略）

一―三（略）

四 再生債務者が、給与又はこれに類する定期的な収入を得ている者に該当しないか、又はその額の変動の幅が小さいと見込まれる者に該当しないとき。

五・六（略）

七（柱書略）

イ 再生債務者の給与又はこれに類する定期的な収入のの額について、再生計画案の提出前二年間の途中で再就職その他の年収について五分の一以上の変動を生ずべき事由が生じた場合 当該事由が生じた時から再生計画案を提出した時までの間の収入の合計額からこれに対する所得税、個人の道府県民税又は都民税及び個人の市町村民税又は特別区民税並びに所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十四条第二項に規定する社会保険料（ロ及びハにおいて「所得税等」という。）に相当する額を控除した額を一年間当たりの額に換算した額

ロ・ハ（略）

③（略）

○会社更生法

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三一・三・二九法三）附則一五条二号（令和六・一・一施行）

（源泉徴収所得税等）

第一二九条　更生会社に対して更生手続開始前の原因に基づいて生じた源泉徴収に係る所得税、消費税、酒税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税、特別徴収に係る国際観光旅客税、地方消費税、申告納付の方法により徴収する道府県たばこ税（都たばこ税を含む。）及び市町村たばこ税（特別区たばこ税を含む。）並びに特別徴収義務者が徴収して納入すべき地方税の請求権で、更生手続開始当時まだ納期限の到来していないものは、共益債権とする。

○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧
・刑法等の一部を改正する法律（令和四・六・一七法六七）本則四条（令和五・一二・一六までに施行）

第三〇条（受刑者の処遇の原則）受刑者の処遇は、その者の資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図ることを旨として行うものとする。

第四二条（補正器具等の自弁等）
一―三（略）
四　第百六条第一項の規定による外出又は外泊の際に使用する衣類その他の物品
五（略）
②（略）

第七四条（遵守事項等）
①（柱書略）
一―十（略）
十一　前各号に掲げる事項について定めた遵守事項又は第九十六条第四項（第百六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する特別遵守事項に違反する行為を企て、あおり、唆し、又は扇動してはならないこと。
②（略）
③（略）

第八一条（収容のための連戻し）
一（略）
②　第九十六条第一項の規定による作業又は第百六条第一項の規定による外出若しくは外泊の場合において、刑事施設の長が指定した日時までに刑事施設に帰着しなかったとき　その日時

第八四条（矯正処遇）
①（略）
②　矯正処遇は、処遇要領（矯正処遇の目標並びにその基本的な内容及び方法を受刑者ごとに定める矯正処遇の実施の要領をいう。以下この条において同じ。）に基づいて行うものとする。
③　処遇要領は、法務省令で定めるところにより、刑事施設の長が受刑者の資質及び環境の調査の結果に基づき定めるものとする。
④⑤（略）

第八四条の二（改正により追加）

第八五条（刑執行停止及び釈放前の指導等）
①（略）
②　前項第二号に掲げる期間における受刑者の処遇は、できる限り、これにふさわしい設備と環境を備えた場所で行うものとし、必要な応じ、第百六条第一項の規定による外出又は外泊を許し、その他円滑な社会復帰を図るため必要な措置を執るものとする。
③（略）

第九八条（作業報奨金）
①④⑤（柱書略）
一・二（略）
三　外部通勤作業又は第百六条第一項の規定による外出若しくは外泊の場合において、刑事施設の長が指定した日時までに刑事施設に帰着しなかったとき　その日

第一〇三条（改善指導）
①②（略）
③④（改正により追加）

第二編　第一章第十節

第四款　外出及び外泊

新**第一〇六条**（改正により追加）

第一〇六条（外出及び外泊）
（略、改正後の**第一〇六条の二**）

第一〇八条（外出等に要する費用）
①　第百六条第一項の規定による外出又は外泊に要する費用については、受刑者が負担することができない場合又は刑事施設の長が相当と認める場合には、その全部又は一部を国庫の負担とする。

第一〇九条
①（略）
②　未決拘禁者としての地位を有する受刑者については、第八十六条から第八十八条まで、第九十六条及び前款の規定は、適用しない。

第一五〇条（懲罰の要件等）
①　刑事施設の長は、被収容者が、遵守事項若しくは第九十六条第四項（第百六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する特別遵守事項を遵守せず、又は第七十四条第三項の規定に基づき遵守事項を遵守しなかった指示に従わなかった場合には、その被収容者に懲罰を科することができる。
②③（略）

第二八条　第十五条第一項の規定により留置施設に留置される者については、留置施設を刑事施設とみなして、刑事訴訟法第六十四条第一項、第六十五条第三項、第七十条第一項、第七十三条第二項、第七十八条、第八条後段、第九十八条第一項及び第二項、第二百八十六条の二、第三百六十六条、第三百六十七条並びに第四百八十一条第二項、更生保護法第十三条（同法第二十二条、第十五条第三項、第三十六条第三項（同法第三十九条第五項において準用する場合を含む。）第六十三条第十項、第七十三条第五項、第七十三条の四第三項及び第七十六条第四項において準用する場合を含む。）、第三十七条第三項、第三十三条、第三十七条第三項（同法第四十五条において準用する場合を含む。）及び第三十九条第五項において準用する場合を含む。）、第三十九条第四項、第四十四条、第五十四条第二項、第五十五条第二項、第八十二条、第八十六条第二項及び第三項、第九十条第一項並びに第九十二条並びに民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百二条第三項の規定を適用する。

第一九三条①（略）
②（柱書略）
一　第百六条第一項の規定による外出又は外泊の場合において、その外出の日又は外泊の期間の末日を過ぎて刑事施設に帰着しないとき。
③（略）

○更生保護法

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧
・刑法等の一部を改正する法律（令和四・六・一七法六七）本則六条（令和五・一二・一六までに施行）

第三条（運用の基準）　犯罪をした者又は非行のある少年に対してこの法律の規定によりとる措置は、当該措置を受ける者の性格、年齢、経歴、心身の状況、家庭環境、交友関係等を十分に考慮して、その者に最もふさわしい方法により、その改善更生のために必要かつ相当な限度において行うものとする。

第一六条（所掌事務）
一―五（略）
六　刑法第二十五条の二第二項及び第二十七条の三第二項（薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律（平成二十五年法律第五十号）第四条第一項において準用する場合を含む。）の行政官庁として、保護観察を仮に解除し、又はその処分を取り消すこと。（改正により削られた）
七―九（略、改正後の六―八）

第三八条（被害者等の意見等の聴取）
①　地方委員会は、仮釈放を許すか否かに関する審理を行うに当たり、法務省令で定めるところにより、被害者等（審理対象者が用を言い渡される理となった犯罪により害を被った者（以下この項において「被害者」という。）又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。）次項において同じ。）から、審理対象者の仮釈放に関する意見及び被害者に関する心情（以下この条において「意見等」という。）を述べたい旨の申出があったときは、当該意見等を聴取するものとする。ただし、当該被害に係る事件の性質、審理の状況その他の事情を考慮して相当でないと認めるときは、この限りでない。
②　地方委員会は、被害者等の居住地を管轄する保護観察所の長に対し、前項の申出の受理に関する事務及び同項の意見等の聴取を円滑に実施するための事務を嘱託することができる。
③④（改正により追加）

第三五条（準用）　第三十五条から第三十八条まで、第三十九条第二項か

有効な改正前規定（更生保護法）

ら第五項まで及び第四十条の規定は、少年院からの仮退院について準用する。この場合において、第三十五条第一項中「前条」とあるのは「少年院法第百三十五条」と、第三十八条第一項中「刑」とあるのは「保護処分」と、「犯罪」とあるのは「犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為」と読み替えるものとする。

（保護観察の対象者）

第四八条　（柱書略）

一―三　（略）

四　刑法第二十五条の二第二項若しくは第二十七条の三第一項又は業物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律（第四九条第一項の規定により保護観察に付されている者（以下「保護観察付執行猶予者」という。）

（保護観察の実施方法）

第四九条①　保護観察は、保護観察対象者の改善更生を図ることを目的として、第五十七条及び第六十五条の三第一項に規定する指導監督並びに第五十八条に規定する補導援護を行うことにより実施するものとする。

②　（略）

③　（改正により追加）

（一般遵守事項）

第五〇条①　（柱書略）

一　（略）

二　（柱書略）

イ・ロ　（略）

ハ　（改正により追加）

三―五　（略）

②　（略）

（特別遵守事項）

第五一条①　（柱書略）

一―六　（略）

新七　（改正により追加）

七　（略、改正後の八）

②　（柱書略）

一―六　（略）

新七　（改正により追加）

七　（略、改正後の八）

（指導監督の方法）

第五七条①　（柱書略）

一　（略）

二　保護観察対象者が一般遵守事項及び特別遵守事項（以下「遵守事項」という。）を遵守し、並びに生活行動指針に即して生活し、及び行動するよう、必要な指示その他の措置をとること。

三　（略）

四・五　（改正により追加）

②　（略）

③―⑥　（改正により追加）

（保護観察の実施者）

第六一条①　（略）

②　前項の補導援護は、保護観察対象者の改善更生を図るため有効かつ適切であると認められる場合には、更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）の規定により更生保護事業を営む者その他の適当な者に委託して行うことができる。

（被害者等への心情等の伝達）

第六五条　新①　（改正により追加）

①　保護観察所の長は、法務省令で定めるところにより、保護観察対象者について、被害者等（当該保護観察対象者が刑若しくは保護処分を言い渡される理由となった犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為により害を被った者（以下この項において「被害者」という。）又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下この条において同じ。）から、被害に関する心情、被害者等の置かれている状況又は保護観察対象者の生活若しくは行動に関する意見（以下この条において「心情等」という。）の伝達の申出があったときは、当該情等を聴取し、当該保護観察対象者に伝達するものとする。ただし、その伝達をすることが当該保護観察対象者の改善更生を妨げるおそれがあり、又は当該被害者に係る事件の性質、保護観察の実施状況その他の事情を考慮して相当でないと認めるときは、この限りでない。（改正後の②）

②　保護観察所の長は、被害者等の居住地を管轄する他の保護観察所の長に対し、前項の申出の受理及び心情等の聴取に関する事務を嘱託することができる。この場合において、同項ただし書の規定により当該保護観察所の長が心情等の伝達をしないこととするときは、あらかじめ、当該他の保護観察所の長の意見を聴かなければならない。（改正後の③）

（指導監督の方法）

第六五条の三①　（略）

②　保護観察所の長は、前項に規定する措置をとろうとするときは、あらかじめ、同項に規定する医療又は援助を受けることが保護観察対象者の意思に反しないことを確認するとともに、当該医療又は援助を提供することについて、これを行う者に協議しなければならない。

③　保護観察所の長は、第一項に規定する措置をとったときは、同項に規定する医療又は援助の状況を把握するとともに、当該医療又は援助を行う者と必要な協議を行うものとする。（改正により削られた）

④　規制薬物等の使用を反復する犯罪的傾向を改善するための第五十一条第二項第四号に規定する処遇を受けることを特別遵守事項として定められた保護観察対象者について、第一項第二号に規定する措置をとったときは、当該処遇は、当該保護観察対象者が受けた同号に規定する援助の内容に応じ、その処遇の一部を受け終わったものとして実施することができる。（改正により削られた）

（保護観察の仮解除）

第八一条①　刑法第二十五条の二第二項又は第二十七条の三第二項又は業物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第四条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による保護観察を仮に解除する処分は、地方委員会が、保護観察所の長の申出により、決定をもってするものとする。

②　（略）

③　刑法第二十五条の二第二項又は第二十七条の三第二項の規定により保護観察を仮に解除されている保護観察付執行猶予者に対する第五十条及び第六十三条の規定の適用については、第五十条第一項中「以下」を「一般遵守事項（以下「遵守事項」という。）」とあるのは「第二号ロ及び第三号ニに掲げる事項を除く」と、同項第五号中「守り、保護観察官及び保護司による指導監督を誠実に受けること」とあるのは「守る」と、同項第五号中「転居（第四十七条の二の決定又は少年法第六十四条第二項の規定により定められた期間（以下「収容可能期間」という。）の満了により釈放された場合に前号の規定により居住することとされている住居に転居する場合を除く。）又は七日以上の旅行」とあるのは「転居」と、第六十三条第二項第二号中「遵守事項」とあるのは「第三項の規定により読み替えて適用される第五十条第一項に掲げる事項」とする。

④　（略）

⑤　地方委員会は、刑法第二十五条の二第二項又は第二十七条の三第二項の規定により保護観察を仮に解除されている保護観察付執行猶予者について、保護観察所の長の申出があった場合において、その行状に鑑み再び保護観察を実施する必要があると認めるときは、決定をもって、これらの規定による処分を取り消さなければならない。

（収容中の者に対する生活環境の調整）

第八二条①　保護観察所の長は、刑の執行のため刑事施設に収容されている者又は刑若しくは保護処分の執行のため少年院に収容されている者（以下この条において「収容中の者」と総称する。）について、その社会復帰を円滑にするため必要があると認めるときは、その者の家族その他の関係人を訪問して協力を求めることその他の方法により、釈放後の住居、就業先その他の生活環境の調整を行うものとする。

②　④　（略）

第八三条の二　（改正により追加）

（更生緊急保護）

第八五条①　（柱書略）

一―五　（略）

六　訴追を必要としないため公訴を提起しない処分を受けた者

七―九　（略）

②③　（略）

④　更生緊急保護は、その対象となる者が刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後六月を超えない範囲内において、その意に反しない場合に限り、行うものとする。ただし、その者の改善更生を保護するため特に必要があると認められるときは、更に六月を超えない範囲内において、これを行うことができる。

⑤⑥　（略）

第五章の二名　（改正により追加）

第八八条の二　（改正により追加）

○金融商品取引法

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律（令和四・五・一八法四一）本則二条（令和五・五・一七までに施行）

・安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和四・六・一〇法六一）本則二条（令和五・六・九までに施行）

（定義）

第一条①　（略）

②　前項第一号から第十五号までに掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券（同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）及び同項第十八号に掲げる有価証券（同項第十七号に掲げる有価証券（同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）及び同項第十九号から第二十一号までに掲げる有価証券で定めるものに表示されるべき権利（以下この項及び次項において「有価証券表示権利」と総称する。）は、有価証券表示権利について当該権利を表示する当該有価証券が発行されていない場合においても、当該権利を当該有価証券とみなし、電子記録債権（電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子記録債権をいう。以下この項において同じ。）のうち、流通性その他の事情を勘案し、社債券その他の前項各号に掲げる有価証券とみなすことが必要と認められるものとして政令で定めるもの（第七号及び次項において「特定電子記録債権」という。）は、当該電子記録債権を当該有価証券とみなし、次に掲げる又は証書に表示されるべき権利以外の権利であっても有価証券とみなして、この法律の規定を適用する。

一　信託の受益権（前項第十号に規定する投資信託の受益証券に表示される権利を除く。）

二　有価証券（前項第十号から第十二号から第十四号までに掲げる有価証券に表示されるべきものを除く。）

三　暗号資産（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）

三の二　暗号資産（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）

三の三―五　（略）

㉔―㉕　（略）

㉖―㉜　（略）

㉝―㉟　（略）

㊱　（略）

（金銭とみなされるもの）

第二条の二　暗号資産は、前条第二項第五号の金銭、同条第八項第一号の売買に係る金銭その他政令で定める規定の金銭又は当該規定に取引に係る金銭とみなして、この法律（これに基づく命令を含む。）の規定を適用する。

第三章第二節

第六款　暗号資産関連業務に関する特則

第四三条の六①　金融商品取引業者等は、暗号資産関連業務（暗号資産に関する内閣府令で定める金融商品取引行為（次項において「暗号資産関連行為」という。）を業として行うことをいう。同項において同じ。）を行うときは、内閣府令で定めるところにより、暗号資産の性質に関する説明をしなければならない。

②　金融商品取引業者等又はその役員若しくは使用人は、その行う暗号資産関連業務に関して、顧客を相手方とし、又は顧客のために暗号資産関連行為を行うことを内容とする契約の締結又はその契約の勧誘をするに際し、暗号資産の性質その他内閣府令で定めるべき事項についてその顧客を誤認させるような表示をしてはならない。

第六章の三　暗号資産の取引等に関する規制

（不正行為の禁止）

第一八五条の二の二①　（柱書略）

一　暗号資産の売買（デリバティブ取引に該当するものを除く。以下この章及び第百九十五条第二項第二号において同じ。）その他の暗号資産デリバティブ取引等（暗号資産又は金融指標（暗号資産の価格又は利率等並びにこれらに基づいて算出された数値に限る。次条第一項及び第百八十五条の二十四第一項において「暗号資産関連金融指標」という。）に係るものに限る。次条及び同号において「暗号資産デリバティブ取引等」という。）について、不正の手段、計画又は技巧をすること。

二　暗号資産の売買その他の取引又は暗号資産関連デリバティブ取引等について、重要な事項について虚偽の表示があり、又は誤解を生じさせないために必要な重要な事実の表示が欠けている文書その他の表示を使用して金銭その他の財産を取得すること。

三　暗号資産の売買その他の取引又は暗号資産関連デリバティブ取引等を誘引する目的をもって、虚偽の相場を利用すること。

②　第百五十七条の規定は、暗号資産関連デリバティブ取引等については、適用しない。

（風説の流布、偽計、暴行又は脅迫の禁止）

第一八五条の三①　何人も、暗号資産の売買その他の取引若しくは暗号資産関連デリバティブ取引等をしようとする者に対し、暗号資産若しくはオプション（暗号資産の価格又は暗号資産関連金融指標に係るものに限る。次条第一項第三号において「暗号資産関連オプション」という。）又はデリバティブ取引（第二条第二項第一号及び第三号において同じ。）の相場の変動を図る目的をもって、風説を流布し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をしてはならない。

②　第百五十八条の規定は、暗号資産関連デリバティブ取引等及び暗号資産等については、適用しない。

第一八五条の三の二①　何人も、暗号資産の売買、市場デリバティブ取引（暗号資産又は暗号資産関連金融指標に係るものに限る。以下この条において「暗号資産関連市場デリバティブ取引」という。）又は現デリバティブ取引（暗号資産に係るものに限る。以下この条において「暗号資産関連店頭デリバティブ取引」という。）のうちいずれかの取引が繁盛に行われていると他人に誤解させる目的その他のこれらの取引の状況に関し他人に誤解を生じさせる目的をもって、次に掲げる行為をしてはならない。

一　権利の移転を目的としない仮装の暗号資産の売買、暗号資産関連市場デリバティブ取引（第二条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。）又は暗号資産関連店頭デリバティブ取引（同条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。）をすること。

二　金銭の授受を目的としない仮装の暗号資産関連市場デリバティブ取引（第二条第二十一項第二号、第四号及び第五号に掲げる取引に限る。）又は暗号資産関連店頭デリバティブ取引（同条第二十一項第二号、第四号及び第五号に掲げる取引に限る。）をすること。

三　暗号資産関連オプションの付与又は取得を目的としない仮装の暗号資産関連市場デリバティブ取引（第二条第二十一項第三号に掲げる取引に限る。）又は暗号資産関連店頭デリバティブ取引（同条第二十一項第三号及び第四号に掲げる取引に限る。）をすること。

四　自己のする暗号資産の売付けと同時期に、それと同価格において、他人が当該暗号資産を買い付けることをあらかじめその者と通謀の上、当該売付けをすること。

五　自己のする暗号資産の買付けと同時期に、それと同価格において、他人が当該暗号資産を売り付けることをあらかじめその者と通謀の上、当該買付けをすること。

六　暗号資産関連市場デリバティブ取引（第二条第二十一項第二号に掲げる取引に限る。）又は暗号資産関連店頭デリバティブ取引（同条第二十一項第二号に掲げる取引に限る。）の申込みと同時期に、当該取引の相手方となることをあらかじめその者と通謀の上、当該取引の申込みをすること。

七　暗号資産関連市場デリバティブ取引（第二条第二十一項第二号に掲げる取引に限る。）又は暗号資産関連店頭デリバティブ取引（同条第二十二項第二号及び第四号に掲げる取引に限る。）の申込みと同時期に、当該取引の対価の額と同一の対価の額において、他人が当該取引の相手方となることをあらかじめその者と通謀の上、当該取引の申込みをすること。

八　暗号資産関連市場デリバティブ取引（第二条第二十一項第四号及び第五号に掲げる取引に限る。）又は暗号資産関連店頭デリバティブ取引（同条第二十二項第五号及び第六号に掲げる取引に限る。）の申込みと同時期に、当該取引の条件と同一の条件において、他人が当該取引の相手方となることをあらかじめその者と通謀の上、当該取引の申込みをすること。

九　（略）

②　何人も、暗号資産の売買、暗号資産関連市場デリバティブ取引又は暗号資産関連店頭デリバティブ取引（第一号及び第三号において「暗号資産売買等」という。）のうちいずれかの取引を誘引する目的をもって、次に掲げる行為をしてはならない。

一　暗号資産売買等が繁盛であると誤解させ、又は暗号資産の相場を変動させるべき連の暗号資産売買等又はその申込み、委託等若しくは受託等をすること。

二　暗号資産売買等の相場が自己又は他人の操作によって変動すべき旨を流布すること。

三　暗号資産売買等を行うにつき、重要な事項について虚偽であり、又は誤解を生じさせる表示を故意をすること。

③　第百五十九条の規定は、暗号資産関連市場デリバティブ取引及び暗号資産関連店頭デリバティブ取引並びにこれらの申込み、委託等及び受託等については、適用しない。

（公認会計士又は監査法人による監査証明）

第一九三条の二①　金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社その他の者の財務計算に関する書類その他の財務計算に関する書類で内閣府令で定めるものの四項の規定により提出される貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類で内閣府令で定めるものの四項及び次条において「財務計算に関する書類」という。）に、その者と特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一―三　（略）

②　金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社その他の者が次に掲げる場合に該当するものであるときは、この限りでない。

一　四　（略）

③―⑧　（略）

第一九七条①　（略）

②　金融商品取引法第二条第二十一項第二号に掲げる取引に限る。）又は暗号資産関連店頭デリバティブ取引（同条第二十二項第二号及び第四号に掲げる取引に限る。）の申込みと同時期に、当該取引の対価の額と同一の対価の額において、他人が当該取引の相手方となることをあらかじめその者と通謀の上、当該取引の申込みをすること。

八　暗号資産関連市場デリバティブ取引（第二条第二十一項第四号及び第五号に掲げる取引に限る。）又は暗号資産関連店頭デリバティブ取引（同条第二十二項第五号及び第六号に掲げる取引に限る。）の申込みと同時期に、当該取引の条件と同一の条件において、他人が当該取引の相手方となることをあらかじめその者と通謀の上、当該取引の申込みをすること。

九　（略）

②　何人も、暗号資産の売買、暗号資産関連市場デリバティブ取引又は暗号資産関連店頭デリバティブ取引（第一号及び第三号において「暗号資産売買等」という。）のうちいずれかの取引を誘引する目的もって、次に掲げる行為をしてはならない。

一　暗号資産売買等が繁盛であると誤解させ、又は暗号資産の相場を変動させるべき連の暗号資産売買等又はその申込み、委託等若しくは受託等をすること。

二　暗号資産売買等の相場が自己又は他人の操作によって変動すべき旨を流布すること。

三　暗号資産売買等を行うにつき、重要な事項について虚偽であり、又は誤解を生じさせる表示を故意をすること。

③　第百五十九条の規定は、暗号資産関連市場デリバティブ取引及び暗号資産関連店頭デリバティブ取引並びにこれらの申込み、委託等及び受託等については、適用しない。

（公認会計士又は監査法人による監査証明）

第一九三条の二①　金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社その他の者の財務計算に関する書類（次条において「財務計算に関する書類」という。）に、その者と特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一―四　（略）

②―⑧　（略）

第一九七条①　（略）

有効な改正前規定（金融商品取引法）

有効な改正前規定（金融サービスの提供に関する法律　著作権法）

②　（柱書略）

一　（略）

二　財産上の利益を得る目的で、前項第六号の罪を犯して暗号資産等の相場を変動させ、当該変動させた相場により当該暗号資産等に係る暗号資産の売買その他の取引又は暗号資産関連デリバティブ取引等を行つた者

○金融サービスの提供に関する法律

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和四・六・一〇法六一）附則二一条（令和五・六・九までに施行）

（定義）

第三条①　（柱書略）

一―五　（略）

六　（柱書略）

イ・ロ　（略）

ハ　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項に規定する暗号資産

七―十一　（略）

②③　（略）

○著作権法

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・著作権法の一部を改正する法律（令和三・六・二法五二）本則二条（令和五・六・一までに施行）

（図書館等における複製等）

第三一条①　国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この項及び第三項において「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書等の図書、記録その他の資料（次項において「図書館資料」という。）を用い著作物を複製することができる。

一　図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部）の複製物を一人につき一部提供する場合

二・三　（略）

新②⑤　（改正により追加）

②　前項各号に掲げる場合のほか、国立国会図書館においては、図書館資料の原本を公衆の利用に供することによるその滅失、損傷若しくは汚損を避けるために当該原本に代えて公衆の利用に供するため、又は絶版等資料に係る著作物を次項若しくは第四項の規定により自動公衆送信（送信可能化を含む。以下この条において同じ。）に用いるため、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合には、必要と認められる限度において、当該図書館資料に係る著作物を記録媒体に記録することができる。（改正後の⑥）

③　（柱書略）

一　（略）

二　自動公衆送信された当該著作物を受信装置を用いて公に伝達すること（当該著作物の伝達を受ける者から料金といずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。第五項第二号及び第三十八条において同じ。）を受けない場合に限る。）

（改正後の⑦）

④　国立国会図書館は、次に掲げる要件を満たすときは、特定絶版等資料に係る著作について、第二項の規定により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて、自動公衆送信（当該自動公衆送信を受信して行う当該著作物のデジタル方式の複製を防止し、又は抑止するための措置として文部科学省令で定める措置を講じて行うものに限る。以下この項及び次項において同じ。）を行うことができる。

一　当該自動公衆送信が、当該著作物をあらかじめ国立国会図書館にその氏名及び連絡先その他文部科学省令で定める情報を登録している者（次号において「事前登録者」という。）の用に供することを目的とするものであること。

二　（略）

（改正後の⑧）

⑤　（略、改正後の⑨）

⑥　第四項の特定絶版等資料とは、第二項の規定により記録媒体に記録された著作物に係る絶版等資料のうち、著作権者若しくはその許諾を得た者又は第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその複製許諾若しくは公衆送信許諾を得た者の申出を受けて、国立国会図書館の館長が当該申出のあつた日から起算して三月以内に絶版等資料に該当しなくなる蓋然性が高いと認めた資料を除くものをいう。（改正後の⑩）

⑦　（略、改正後の⑪）

（引用）

第三二条①　（略）

②　国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が、一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する著作物は、説明の材料として、新聞紙、雑誌その他の刊行物に転載することができる。ただし、これを禁止する旨の表示がある場合は、この限りでない。

（翻訳、翻案等による利用）

第四七条の六①　（柱書略）

一　（略）

二　（第三十一条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第三項（第一号に係る部分に限る。）、第三十二条、第三十三条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第三十六条第一項、第三十七条第一項若しくは第四項、第三十九条第一項、第四十条第二項、第四十一条又は第四十二条　翻訳

三―六　（略）

②　（略）

（複製権の制限により作成された複製物の譲渡）

第四七条の七　第三十条の二第一項、第三十条の三、第三十条の四、第三十一条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第三十二条、第三十三条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第三十六条第一項、第三十七条第一項若しくは第四項、第三十九条第一項、第四十条第二項、第四十一条又は第四十二条（第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条、第三十七条の二（第二号を除く。以下この条において同じ。）、第三

十九条第一項、第四十条第一項若しくは第二項、第四十一条から第四十七条の二まで、第四十七条の三第一項、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二、第四十七条の四又は第四十七条の五の規定により複製することができる著作物は、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物（第三十一条第一項若しくは第三項、第三十六条第一項又は第四十二条の規定に係る場合にあつては、映画の著作物の複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物において複製されている著作物にあつては、同じ）を除く。）の譲渡により公衆に提供することができる。ただし、第三十条の三、第三十一条第一項若しくは第三項、第三十三条の二第一項、第三十三条第三項、第三十七条の二、第四十一条から第四十七条の二まで、第四十七条第一項若しくは第四十七条の三、第三十条の二第一項、第四十一条から第四十七条の二まで、第四十七条の二、第四十七条第一項若しくは第四十七条の三第一項、第四十七条の二、第四十七条の四、第四十七条の五の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物（第三十一条第一項若しくは第三項又は第四十二条の規定に係る場合にあつては、映画の著作物の複製物を除く。）を第三十条の三、第三十一条第一項若しくは第三項、第三十五条第一項、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第一項若しくは第四項、第三十七条の二第一項、第四十一条から第四十七条第一項若しくは第四十七条の二第一項、第四十七条の三第一項、第四十七条の四第一項若しくは第四十七条の五第一項の規定による場合にあつては、第四十七条の二